

岐阜県が全面敗訴

情報誌購入
公開訴訟 最高裁が上告棄却

岐阜県が情報誌購入に問題入した約二十誌の社名や代表者名などを非公開の取り消しを市民グループが求めた訴訟で、最高裁第二小法廷（藤田宙靖裁判長）は、県側の上告を棄却する決定をした。原告の訴えを全面的に認め、県に全面公開を命じた二審判決が確定した。

情報誌購読をめぐって原告は市民グループ「くらし・ぜん・いのち」は、市民グループがその必要性が低いとして、概原拓知事（当時）らに購入料の返還を求めて提訴した。県側が上告していた。

情報誌購読をめぐって原告は市民グループ「くらし・ぜん・いのち」は、市民グループがその必要性が低いとして、概原拓知事（当時）らに購入料の返還を求めて提訴した。県側が上告していた。

2005.6.17 中日

2005.6.17 読売

の名 最高裁も開示決定
岐阜県が購読する情報誌 例に違反するとして、市民グループ「くらし・ぜん・いのち」が岐阜県民ネットワークのメンバーらが県知事を相手取り、非公開処分を取り消しを求めた訴訟で、最高裁第三小法廷（藤田宙靖裁判長）は、請求を全面的に認め、名古屋高裁判決を支持し、県知事側の上告を退ける決定をした。決定は14日付。住民側勝訴が確定した。

情報紙訴訟

岐阜県の上告を棄却

全面公開の判決が確定

岐阜県が購読していた情報紙名などの公開を巡る訴訟で、最高裁第三小法廷（藤田宙靖裁判長）が県側の上告を棄却する決定をした。すべての情報紙の公開を命じた二審

名古屋高裁判決が確定した。決定は14日付。訴えていたのは、市民グループ「くらし・ぜん・いのち」が岐阜県民ネットワーク。同グループは98年、県が96、97年度

に購入した情報紙の購読料に関する公文書の情報公開を請求した。しかし出版社名などは黒塗りで公開された。同グループは98年6月、非開示部分の公開を求めて提

訴。一審・岐阜地裁に続き、名古屋高裁も、原告側の主張を全面的に認めたため、県が上告していた。上告が棄却されたことについて、岐阜県の古田肇知事は「決定の趣旨を踏まえ、早急に情報公開制度の適正なあり方について検討したい」との談話を発表。県は近く、関係文書を公開する。

2005.6.17 朝日

側勝訴が確定した。岐阜県は原告側と相談しながら、速やかに情報公開する方針。古田肇知事は「今回の決定の趣旨を踏まえ、早急に、県としての情報公開制度の適正なあり方について検討していく」とコメントした。